

## 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況を加点対象とする。

### 1 加点要件

加点して審査するのは、以下①②のいずれも満たしている場合

- ①審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事において
- ②建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、別記様式第6号に掲げる誓約書を提出している場合

**※実際の技能労働者等の就業履歴の蓄積率を評価するものではない**

- ① 審査基準日以前1年の内に発注者から直接請け負った審査対象工事
  - (1) 「審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った」とは、「審査基準日以前1年のうち発注者と契約変更を除く請負契約を直接締結した」ことを指す  
(=元請の請負契約に限る)

#### (2) 審査対象工事

ここでいう審査対象工事とは、次の1から3を除く工事を指す

- 1 建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事
  - ・建設工事1件の請負金額が500万円に満たない工事
  - ・建築一式工事1件の請負金額が1,500万円に満たない工事
  - ・建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事
- 2 日本国外で施行する工事
- 3 災害応急工事  
防災協定又は地方公共団体との間における防止活動に関する協定に基づく災害応急対策若しくは、既に締結されている建設工事の請負契約において、発注者の指示に基づき行う災害応急対策

- ② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施し、誓約書を提出  
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、(1)及び(2)を整備することを指す

#### (1) 建設キャリアアップシステム（CCUS）における現場契約情報の作成及び登録を実施

- 1 建設キャリアアップシステム（CCUS）における現場契約情報の作成及び登録とは、次の内容（=現場情報）の登録を行う

- ・現場名組織情報
- ・現場連絡先
- ・現場事務証住所、電話番号等
- ・現場管理者
- ・就業履歴蓄積期間
- ・発注区分
- ・有害物質の取扱の有無

※現場契約情報の登録は、請負契約締結後、建設工事の施行に従事する者の入場までに実施すること

(2) 建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステム（CCUS）へ直接入力によらない方法で就業履歴を蓄積できる体制を整備

「建設キャリアアップシステム（CCUS）へ直接入力によらない方法」とは、

- 1 カードリーダーをかざして就業履歴を蓄積
  - 2 電話（電話番号やQRコードを使用）をかけて現場への入退場の履歴を登録
  - 3 顔認証による入退場の履歴を登録
- 等

※ 就業履歴を蓄積する措置は、竣工までに行うこと

## 2 加点

加点要件	評点
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合※1	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合※2	10

※1 民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合とは、

- ・民間工事と公共工事の全てで該当措置を実施している場合
- ・公共工事を全く受注していない場合は、民間工事の全てで該当措置を実施している場合
- ・民間工事を全く受注していない（公共工事しか受注がない）場合で、全ての公共工事で該当措置を実施している場合

※2 全ての公共工事で該当措置を実施した場合とは、

- ・民間工事と公共工事のうち、全ての公共工事において該当措置を実施している場合

※3 審査対象工事を1件も直接請け負っていない（元請はなく、全て下請工事）場合は、非該当となる